

## 菟田町移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生菟田町総合戦略に基づき、本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う移住支援事業（以下「福岡県移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から菟田町（以下「町」という。）に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関して、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）及び菟田町補助金交付規則（平成16年菟田町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者要件)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げる要件のうち第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号に該当する申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のア、イ及びウに掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 令和元年10月10日以降に、町へ転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、町に継続して居住する意思を

有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他福岡県又は町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件として、申請日前1年以内に福岡県が県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 申請者の属する世帯が次に掲げる要件の全てに該当する場合 100万円

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力

又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 前号以外の場合 60 万円

(交付申請)

第 4 条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第 1 号）、本人確認書類及び第 2 条第 1 号の要件に該当することを証する書類に加え、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 第 2 条第 2 号の要件に該当する場合 移住先の就業先の就業証明書(様式第 2 号)

(2) 第 2 条第 3 号の要件に該当する場合 起業支援金の交付決定通知書の写し

2 前条第 1 号の移住支援金の申請者は、前項に規定する書類に加え、前条第 1 号の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合も、その旨を同様に当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第 6 条 交付決定を行った申請者に対しては、交付申請日から 3 か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第 7 条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第 4 号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第 8 条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第 5 号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第 9 条 福岡県及び町は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等

を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、福岡県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、交付した移住支援金のうち当該各号に定める額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件に該当する職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合 半額

(委任)

第11号 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福岡県と町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。